

【第6次廃棄物処理基本計画における目標数値】

1 一般廃棄物

- (1) 県民1人1日あたりの排出量を平成15年度より4%削減する。
- (2) 再生利用率を平成15年度の21.8%から27%に増加します。
(サーマルリサイクル量を加えた再生利用率は、平成15年度の61.8%から70%に増加します。)
- (3) 最終処分量を、平成15年度より30%削減します。
- (4) 県外最終処分量を、平成15年度より34%削減します。

2 産業廃棄物

- (1) 排出量を平成15年度より7%削減します。
- (2) 再生利用率を平成15年度の50.9%から56%に増加します。
(汚泥の事業者所内での脱水減量を除いた再生利用率を82.1%から89%に増加します)
- (3) 最終処分量を平成15年度より27%削減します。
- (4) 県外最終処分量を平成15年度より25%削減します。

3 彩の国資源循環工場

持続可能な循環型社会の構築に向けて、廃棄物問題の解決や適正なりサイクルを促進していくためには、市場原理に基づく産業活動の中で物質循環が図られていくことが不可欠であり、そのための環境産業、特にリサイクル産業の振興が求められています。

しかし、廃棄物処理やリサイクル施設の整備にあたっては、民間企業の努力だけでは新たな施設整備が困難な状況にあります。

こうした中、県では、公共の関与のもと、安心・安全を確保しながら、民間の活力を生かして廃棄物問題の解決と適正なりサイクルを促進していくため、寄居町にある県の環境整備センターの敷地内に、「彩の国資源循環工場」(以下、資源循環工場。)を整備しました。

第6次廃棄物処理基本計画においては、資源循環工場については「地域と共存する再資源化施設の整備と運営」として重点施策に位置付けています。

〔整備手法〕

資源循環工場の整備は、官民の適正な役割分担のもと、透明性の高い合意形成により県民の信頼感を醸成し、企業と住民、行政の相互理解と信頼に基づき進めてきました。

基本構想の段階から、住民参加により事業を進め、住民監視組織の導入など、開かれた運営に努めています。また、PFIや借地権を活用し民間活力の導入を図るとともに、高度な環境配慮の取組を講じています。